

(測量等委託業務総合評価方式)

## 入札説明書

### 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

### 2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に関する質問は、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 2 号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。
- (3) 技術提案の提出

入札に参加を希望する者は、次の総合評価方式に関する技術資料を提出すること。

- ア 技術提案書（様式第 1 号）・・・簡易型、標準型
- イ 企業の技術力（実績・経験等）（様式第 6 号）・・・簡易型、標準型
- ウ 配置技術者の技術力（実績・経験等）（様式第 7 号）・・・簡易型、標準型
- エ 企業の地域社会に対する貢献度（様式第 8 号）・・・簡易型、標準型
- オ 技術審査書（様式第 9 号その 1～その 2）（「別記 1 業務概要書」を踏まえて記載）  
・・・標準型
- カ 技術審査書（様式第 9 号その 3）（「別記 1 業務概要書」を踏まえて記載）  
・・・簡易型のうち提案型

なお、技術資料の作成にあたっては、測量等委託業務総合評価方式様式関係記載留意事項を熟読すること。

(4) その他

- ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。
- イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

### 3 入札等

(1) 入札書の提出について

入札に参加する者は、入札書及び総合評価に関する技術資料等を以下の方法により郵送しなければならない。

ア 入札書等の提出は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

イ 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

ウ 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所名及び開札日を記載すること。

エ 外封筒には、入札書を同封した中封筒と総合評価に係る技術提案（上記2（3）に示す書類）を入れ、外封筒の表に、会社名、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクシミリの番号）、入札書等在中の旨を記載すること。

(2) 郵便局差出期限日について

公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

### 4 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、入札参加資格を有し、かつ予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ 上記において、評価値が同じ場合には、くじにより落札候補者の順位を決める。

(2) 総合評価の方法

ア（簡易型の場合）

技術提案の内容に応じ、技術者型の場合下記（ア）～（ウ）、提案型の場合下記（ア）～（エ）の評価項目ごとに評価を行い、点数化した得点の合計点（以下「加算点」という。）を与える。

なお、加算点の最高点数は18点とする。

（ア）企業の技術力（実績・経験等）

（イ）配置技術者の技術力（実績・経験等）

(ウ) 企業の地域社会に対する貢献度

(エ) 業務計画の実施方針

**(標準型の場合)**

技術提案の内容に応じ、下記(ア)～(エ)の評価項目ごとに評価を行い、点数化した得点の合計点(以下「加算点」という。)を与える。

なお、加算点の最高点数は30点とする。

(ア) 企業の技術力(実績・経験等)

(イ) 配置技術者の技術力(実績・経験等)

(ウ) 企業の地域社会に対する貢献度

(エ) 業務計画の実施方針

「加算点」の算出方法は、各業者の獲得点数により加算点を算出する。

イ 入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の技術提案に係る上記アにより得られた加算点と標準点(100点)の合計を当該入札者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値(評価値)をもって行う。

**(3) 評価項目及び評価基準**

別紙に記載した各評価項目について、評価基準に基づき加点する。

**(4) 評価値算出価格**

評価値算出価格の設定方法は、以下のとおりとする。

ア 予定価格算出の基礎となった積算をもとに評価基準価格を設定する。

イ 評価基準価格以上の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、入札価格とする。

ウ 評価基準価格を下回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、評価基準価格とする。

**(5) 技術資料に基づく業務の履行**

実際の履行に際しては、技術提案に添付された技術資料の記載内容に基づき、業務計画書を作成し、業務を実施するものとする。

受注者の責めにより技術提案に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、委託業務等成績評定の減点などの措置を行う場合がある。

## **5 低入札価格調査制度に関する事項**

低入札価格調査制度における調査内容等については以下のとおり。

**(1) 低入札価格調査**

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格(非公表)を下回った場合は、以下に示す内容により調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認する。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とする。

ア その価格により入札した理由

イ 入札価格の内訳書

- ウ 配置予定技術者の手持ち業務の状況
- エ 契約対象業務に関連する手持ち業務の状況
- オ 手持ち機械・設備の状況
- カ 労務者の確保や配置の内容
- キ 過去に履行した公共工事に関する委託業務名
- ク 経営状況及び信用状況（不渡り有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における受注金額の報告）
- ケ その他必要な事項

(2) その他

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回り落札者となった場合には、別に定める「契約の方法及び入札の条件」に関わらず、以下の内容を契約の条件とする。

ただし、落札候補者は、当該契約条件では履行できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができる。

ア 当該業務における契約保証金は、測量調査業務委託契約書、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書第4条第3項の規定にかかわらず、業務委託料の100分の15以上とする。

イ 当該業務における前払金については、測量調査業務委託契約書、土木設計業務等委託契約書第34条第1項又は建築設計業務委託契約書第36条第1項の規定にかかわらず、業務委託料の100分の15以内の額とする。

ウ 当該業務における配置技術者のうち、測量及び調査業務にあつては主任技術者、土木設計及び建築設計業務にあつては管理技術者を専任の者とする。

なお、「専任」とは当該業務の全期間にわたって他の業務に従事せず、当該業務にのみ従事することであり、他の業務の主任技術者、管理技術者、担当技術者、照査技術者、社内審査員のいずれも兼ねることはできないことをいう。

## 6 開札等に関する事項

(1) 落札候補者の公表について

ア 評価値の高い者から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

(2) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。

## 7 入札参加資格要件の審査に関する事項

### (1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

### (2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（様式第5号）及び当該書類に加え、提出されている技術資料を証明する書類（測量等委託業務総合評価方式様式関係記載留意事項に記載された書類等）を提出し、当該入札に参加する者に必要な資格及び技術評価加算点の確認を受けること。

### (3) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第6号）により通知する。

### (4) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

### (5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

### (2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、落札金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合には、5（2）アに定めるところによる。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第 228 条第 2 項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第 229 条第 1 項第 1 号から第 4 号、第 8 号又は第 9 号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第 229 条第 1 項第 8 号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が 300 万円以上となるときは、この限りではなく、また、落札金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合には、福島県財務規則第 229 条第 1 項第 4 号、第 8 号、第 9 号の規定による契約保証金の納付の免除は行わない。

## 9 入札の無効

1 の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）において示す入札に関する条件等に違反した入札に加え、次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札書等の郵送において、総合評価に係る技術提案（様式第 1 号、様式第 6 号～第 9 号等）が入札書等と一緒に中封筒に同封され郵送された場合
- (2) 入札書等の郵送において、総合評価に係る技術提案（様式第 1 号、様式第 6 号～第 9 号等）が入札書等の郵送とは別途郵送された場合
- (3) 入札書等の郵送において、総合評価に係る技術提案（様式第 1 号、様式第 6 号～第 9 号等）が郵送されない場合
- (4) 総合評価に係る技術提案様式第 1 号に記名押印がない場合
- (5) 落札候補者について加点対象項目の確認書類等が提出されない場合

## 10 その他

### (1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 契約の方法及び入札の条件、入札心得を熟知すること。
- (3) 書類は原則として A4 判とすること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加制限を行うことがある。
- (5) 配置予定技術者の変更は原則認めない。配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書が無効とする申出書等を提出しなければならない。

ただし、当該業務に申請された技術者（様式第 7 号）が獲得した点数以上の点を獲得できる技術者の場合には、変更を認める。

### (6) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象

とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効（ただし、入札心得第6条第1項第2号から第6号までの規定に基づく無効を除く。）の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。

また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

(7) 重要事項の説明について（建築設計）

業務内容が建築設計の場合（建築士法上の「設計」又は「工事監理」）には、落札者は契約権者に対して、契約締結前にあらかじめ、建築士法第24条の7の規定に基づき、書面により重要事項の説明を行うこと。

なお、重要事項説明書の様式は、四会推奨（（社）日本建築士会連合会、（社）日本建築士事務所協会連合会、（社）日本建築家協会、（社）建築業協会）の様式を参考にすること。